

JBS フラッシュニュース

インド 新型コロナウイルス対応に関する速報 Vol. 1

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

(EY Japan)

ニラドリ・ナグ

城市 武志

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

niladri.nag@jp.ey.com

takeshi.joichi@jp.ey.com

今月号の内容

1. 取締役会／監査委員会のビデオ会議による開催の規定緩和
2. インド証券取引委員会(SEBI)による規定の一時的緩和

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。

取締役会／監査委員会のビデオ会議による開催の規定緩和

19 March, 2020

インド企業省(MCA=the Ministry of Corporate Affairs)は2020年3月19日付の通達で、取締役会およびその権限についての改正規則(the Companies (Meetings of Board and Its Powers) Amendment Rules, 2020)を発表しました。当通達は新型コロナウイルスの流行に対して企業活動をサポートする動きです。尚、通達の施行は官報に公告された同日の2020年3月19日付とされています。

当通達の主な内容は以下の通りです：

- 当通達以前は、以下の議題は、実際の出席を伴わないビデオ会議等を通じて決議を行うことが認められていませんでした。
 1. 年次財務諸表(the annual financial statements)の承認
 2. 取締役会報告書(Board's Report)の承認
 3. 目論見書(Prospectus)の承認
 4. 会社法第134条(1)項に基づき取締役会の承認を受ける連結財務諸表を含む
財務諸表の検討のための監査委員会ミーティング
 5. 合併、分割、買収等に関する事項の承認
- 今回の改正規則は、2014年会社法(取締役会およびその権限)規則の第4条に第(2)項を新たに挿入することで、2020年3月19日(前述の官報への公告日)から2020年6月30日までの期間については、上述の議題について、実際の出席にて充足数を満たしていなくても、ビデオ会議等を通じて取締役会／監査委員会に出席することで審議することが可能となりました。

詳しくは通達(原文)をご参照ください。

インド証券取引委員会(SEBI)による規定の一時的緩和

19 March, 2020

インド証券取引委員会(SEBI)は、新型コロナウイルスの流行を受けて、2020年3月19日付通達にて、SEBIの上場義務と開示に関する特定の遵守規定に関して一時的な緩和を行うことを発表しました。

通達では主に以下の2点につき緩和を行います。

1. 提出期限の延長:

詳細は以下の表を参照。

2. 取締役会／監査委員会開催に関する規定の緩和:

上場会社が年4回の取締役会／監査委員会を開催している限り、2019年12月1日から2020年6月30日までの間に開催され、又は開催されることが提案された2回の取締役会／監査委員会の間の最大ギャップの日数120日を遵守することを免除する。

尚、当規定は2020年3月19日をもって適用開始となります。

Sr No	Regulation and associated filing	Filing		Relaxation w.r.t. the quarter / financial year ending March 31, 2020		
		Frequency	Due within	Due Date	Extended date	Period Of relaxation
1.	Regulation 7(3) relating to compliance certificate on share transfer facility	Half yearly	One month of the end of each half of the financial year	April 30, 2020	May 31, 2020	1 month
2.	Regulation 13(3) relating to Statement of Investor complaints	Quarterly	21 days from the end of each quarter	April 21, 2020	May 15, 2020	3 weeks (appx.)
3.	Regulation 24A read with circular No CIR/CFD/CMD1/27/2019 dated February 8, 2019 relating to Secretarial Compliance report	Yearly	60 days from the end of the financial year	May 30, 2020	June 30, 2020	1 month
4.	Regulation 27(2) relating to Corporate Governance report	Quarterly	15 days from the end of the quarter	April 15, 2020	May 15, 2020	1 month
5.	Regulation 31 relating to Shareholding Pattern	Quarterly	21 days from the end of the quarter	April 21, 2020	May 15, 2020	3 weeks (appx.)
6.	Regulation 33 relating to Financial Results	Quarterly / Annual	45 days from the end of the quarter for quarterly results 60 days from the end of Financial Year for Annual Financial Results	May 15, 2020 May 30, 2020	June 30, 2020 June 30, 2020	45 days 1 month

詳しくは通達(原文)をご参照ください。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

お問合わせ先

EY India JBS

- 山口 哲男
Email: tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
- 飯田 亮也
Email: ryoya.iida@in.ey.com
- 深尾 淳一
Email: junichi.fukao@in.ey.com
- 出利葉 大輔
Email: daisuke.ideriha@in.ey.com
- 猪野 晶
Email: aki.ino@in.ey.com

EY Japan

- ニラドリ・ナグ
Email: niladri.nag@jp.ey.com
- 城市 武志
Email: takeshi.joichi@jp.ey.com